

県民スポーツ祭新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、今後の対応について以下の通りとさせていただきます。

1. 開催する場合の留意事項

- 内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」が示されておりますので、こちらをご参照ください。
- 中央競技団体のガイドラインがある場合は、そちらに基づき開催してください。

参考情報

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」はこちら

>> https://corona.go.jp/news/news_20230406_01.html

2. 新型コロナウイルスに感染した場合の考え方

- 一般参加者においては、発症した後5日を経過するまでは参加を見合わせることを推奨します。5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、様子を見ることを推奨します。症状が重い場合は、医師に相談してください。

参考情報

「厚生労働省ホームページ」はこちら

>> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- 小中高生においては、学校保健安全法施行規則の学校における出席停止措置の取扱いに基づき、出席停止期間中は参加を不可とします。(発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。)

参考情報

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」はこちら

>>[20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf \(mext.go.jp\)](#)

‘23県民スポーツ祭
実行委員会事務局